

県への要望事項 (H26春季) 一覧

要 望 事 項	
1	とちぎ子ども救急電話相談における相談時間並びに対象者の拡大について
2	栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の撤廃等について
3	胃がんリスク検診への助成について
4	民間保育園に対する支援施策の充実について
5	放課後児童クラブ整備事業の推進について
6	男性不妊治療費助成について
7	こども医療費助成制度の見直しについて
8	農業農村整備事業の推進について
9	生活交通再構築事業費補助金の拡充について
10	小中学校の土砂災害対策の促進について
11	県費負担栄養教諭等の配当基準の改正について
12	特別支援教育を推進する専門性のある人材の配置について
13	平成34年第77回国民体育大会について
14	信号機の設置に対する予算枠の拡大について



福田知事へ要望書を提出する佐藤会長

とちぎ子ども救急電話相談における相談時間並びに対象者の拡大について

県では、現在、子どもを対象に毎日18時から23時まで「とちぎ子ども救急電話相談」を実施しております。

しかしながら、緊急時に救急車を呼ぶべきかどうか適切に判断ができず、救急車を利用する患者のうち、入院を必要としない軽症患者が約半数を占めていることから、二次救急医療体制の円滑な運営の確保や、市民の不安解消を図るため、電話相談時間を早朝まで延長し、対象者についても子ども限定でなく、全ての年齢層を対象とすることを要望いたします。

栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の撤廃等について

県北地域では、立地条件の良さなどから、県内で稼働している安定型最終処分場や中間処理施設の大半が設置されており、今後も設置許可申請がなされることが予想されております。

こうした中、地域住民からは環境汚染（地下水、ダイオキシンなど）を懸念する声が強まっておりますが、市町には立地条件（密集地）により設置を規制することは勿論のこと、環境影響評価を課す権限もなく、対応に苦慮しているところであります。

県においては、県環境影響評価条例に対象事業の追加や規模の引下げを行うほか、設置許可にあたっては、対象規模未満の施設についても生活環境に及ぼす影響の調査や専門的知識を持つ者の意見聴取などを条件付けるなどの対応をされているところではありますが、いまだ効果は薄く、環境影響評価の重要性からも徹底した基準の適用が望まれます。

環境汚染に対する地域住民の不安を払しょくし、安心・安全な住環境を提供することは市町の責務であり、そのためにも施設の規模に拘らず環境への影響が極力低減されていることを確認・周知することが求められております。

つきましては、県環境影響評価条例の適用条件について、次のとおり要望いたします。

記

- 1 廃棄物最終処分場の適用条件を撤廃し、すべての最終処分場を対象とすること。
- 2 焼却施設については、施設全体の処理能力が、ダイオキシン類対策特別措置法において最も厳しい基準が適用される1時間あたり4 t以上の施設を対象とすること。

胃がんリスク検診への助成について

胃X線検査においては、バリウムの飲みづらさや食事制限の煩わしさ、撮影時の身体の体勢の取りづらさ等により受診率が上がらないのが現状です。

特に高齢者においては、その傾向が顕著となっており、胃がん予防を推進するためには、必要以上に受診者の時間と身体と費用への負担が増えない対策が必要と思われ、より簡易な方法での検査があるならば、その方法も選択肢として考えていく必要があるのではと考えております。

昨年2月、ヘリコバクターピロリ菌感染胃炎に対する除菌療法が保険適用となり、胃がんは検診で発見する時代から予知予防の時代に入ったと思われます。

既に、県内でも8市において胃がんリスク検診を導入または導入を検討しており、今後も導入を検討する市町は増えてくるものと推測されます。

日本人の半数がピロリ菌に感染し、この菌が委縮性胃炎の原因で、除菌することで胃がん発症の減少に繋がると言われております。

つきましては、受診者の負担軽減、胃がんの早期発見・早期治療を推進するため、ピロリ菌感染の有無等を判断する胃がんリスク検診にかかる費用の助成を要望いたします。

民間保育園に対する支援施策の充実について

保育所への0歳児・1歳児の入所については、産休・育休明けの保護者の職場復帰に応じて、年間通じて児童数に変動がありますが、年度途中における保育士の確保は非常に難しいことから、十分な乳児受け入れ枠の確保のために、年度当初から保育士を雇用しておく必要があります。

以前、県では年間入所児童予測に応じた保育士確保を目的に「乳児保育促進事業（補助率：国1／3、県1／3）」を実施していましたが、平成19年度に国庫補助が廃止になったことに伴い、現在ではこの事業は廃止されています。

民間保育園では、事業廃止後においても、年度途中からの保育需要に対応するため、保育士を継続して雇用していますが、近隣県では、年度途中の乳児の受け入れに対する保育士の安定的な確保と乳児保育の一層の推進を図ることを目的に民間保育園に対する支援施策を実施しています。

つきましては、「乳児保育促進事業」の復活や「1歳児保育担当保育士増員費」の拡充等、民間保育園に対する支援施策のさらなる充実を要望いたします。

放課後児童クラブ整備事業の推進について

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等、子どもを取り巻く社会環境が変化する中で、放課後に子どもが安心して活動できる場を確保し、児童の健全育成を支援することが重要となっております。

市においては、放課後児童クラブの適正規模を確保するため、国・県の補助を受け、毎年度、放課後児童クラブの整備をしております。

しかしながら、経済活動の多様化により、共働き世帯も増え、地域における学童保育の需要は増加の一途にあり、放課後児童クラブの増設要望が市内各地から出されるなど、保護者のニーズに応えきれない状況となっております。

つきましては、学童保育を必要とする子どもがすべて入所できるよう、放課後児童クラブの整備について、十分な予算措置を講じられるよう要望いたします。

男性不妊治療費助成について

長年、日本では不妊の原因は女性にあると考えられ、男性不妊は見逃されてきました。

しかしながら、世界保健機構の調査によると不妊の半数近くが男性側に原因があるとされており、不妊は決して女性だけの問題ではないと認識されつつあります。

また、近年では、最先端の医療技術の導入により男性不妊に光の当たる治療法が開発されてきております。

そこで、男性不妊治療について理解を深めてもらうことや、女性だけでなく男性も治療に参加しやすい環境づくりの一環として、男性特有の不妊治療を対象とした治療費の助成を要望いたします。

こども医療費助成制度の見直しについて

こども医療費助成制度における現物給付については、疾病の早期発見・早期治療・重篤化の防止や子育て家庭の利便性の向上など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに寄与するものであることから、各市町においても積極的に取り組んでおります。

しかしながら、県の制度における現物給付対象年齢は3歳未満であり、市町が独自に拡大して実施した場合、補助率が1/2から1/4に減額になりますが、それでも多くの市町が対象年齢を拡大しており、県の制度と市町における実態との乖離が生じております。

このようなことから、県におかれましては、現物給付対象年齢を当面、未就学児まで引き上げるとともに、現物給付に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止について国に対し強く働きかけるよう要望いたします。

農業農村整備事業の推進について

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、土地利用型農業の構造改革、農村資源・環境の維持保全、国際化への対応など、多くの課題があり、農業農村整備事業は、これらの課題を視野に入れた展開が求められております。

つきましては、農政の課題克服のため、下記事業を含め、きめ細やかな農村整備事業の推進のために積極的な指導を行われるよう要望いたします。

記

- 1 圃場整備事業については、農地利用集積や経営規模拡大等を通じて担い手の育成に大きく貢献するとともに、耕作放棄地の発生防止にも効果的な事業であることから、積極的な事業の推進を図ること。
- 2 水利施設ストックマネジメント事業等の土地改良施設維持管理事業については、これまでに整備された膨大な水利施設の老朽化について、維持保全が課題となっている状況から、この事業を計画的に推進すること。
- 3 生活排水処理施設などの環境整備事業については、都市部に比べて大幅に遅れている現状にあることから、計画的かつ着実な整備事業を推進すること。
- 4 農業基本政策の抜本的改革に伴い、「農地・水保全管理支払交付金」が、「農地維持支払（新設）」及び「資源向上支払（名称変更）」を柱とした、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」へと変更となるが、「環境保全型農業直接支払」と共に、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取組む地域活動に対し、継続的な支援を実施すること。
- 5 安全で安心な農作物の安定供給、農業の持続的発展及び地域資源・環境の保全のため、必要とされる農業農村整備対策の予算総額の確保について国に対し働きかけること。

生活交通再構築事業費補助金の拡充について

地域の公共交通は、マイカーを利用できない住民にとって、日常生活を支える重要な交通手段であります。

市町が運行するバス路線は、経営環境悪化が続いていることから、市町は、県の生活交通再構築事業費補助金を有効利用しながら、これまでの路線・サービスを安易に維持することなく、多様な輸送形態の中から最適な手段を選択、組み合わせることにより、効果的・効率的に地域の生活交通を確立していこうとしています。

しかしながら、実証運行に係る事業に対する補助の上限額は、これに要する経費と比較して大幅な乖離が生じております。

つきましては、市町のバス路線維持確保の実情を考慮され、生活交通再構築事業費補助金における上限額の拡充を要望いたします。

小中学校の土砂災害対策の促進について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に伴い、県内全域で基礎調査や住民説明会等が実施され、現在、県内では土砂災害警戒区域が6, 685箇所指定されております。

この指定に伴い、特に、土砂災害のおそれがある急傾斜地が多数存在する自治体（孤立可能性地域）においては、既存の小中学校や公共施設が、土砂災害警戒区域に位置するという検討課題が生じました。

自治体においては、県の通知に基づき土砂災害警戒区域内にある避難所を変更いたしました。避難距離が長くなり、また、土砂災害警戒区域内を通らなければならないなどの問題があります。

このため、自治体は、土砂災害ハザードマップを配布し、避難所とあわせ防災情報の周知に努めておりますが、小中学校の土砂災害対策が講じられれば身近な避難所として利用できることもなりますので、県におかれましては、児童・生徒の安全を最優先し、特に土砂災害警戒区域内の既存の小中学校について、早急に斜面補強工事等の土砂災害対策にあたっていただきたく要望いたします。

県費負担栄養教諭等の配当基準の改正について

現在の県の配当基準では、児童生徒数2,001人以上の共同調理場には2人の県費負担栄養教諭等が配置されることとなっております。

現在、市町によっては栄養教諭等を「加配」として配置していただいている状況ではありますが、栄養教諭等の担う業務分野が広がりを見せており重要度を増してきているにもかかわらず、「加配」という不安定な状況にあることに加え、1人の栄養教諭等が相当数の受配校を担当するケースもあり、食育の推進や食物アレルギーを持つ児童・生徒に対するきめ細やかな対応が求められる状況下においては効果的な指導が困難な状況であります。

また、共同調理場の統廃合を進めている市町にあっては、児童生徒数2,001人以上の共同調理場が3ヶ所ある場合、配当基準によれば6人の栄養教諭等が配置されるどころ、児童生徒数約5,000人程度の共同調理場2ヶ所に集約した場合には、現在の基準では、2,001人以上は一律2人となっているため、合計4人の栄養教諭等しか配置されないこととなり、より一層厳しい環境におかれることとなります。

つきましては、適切な栄養管理を行うため、また、食育を推進するためにも、さらには、対応如何では命にかかわる食物アレルギーに対し適切な対応を行うためにも、下記のとおり、児童生徒数に応じ、栄養教諭等の配置を細分化した配当基準に改めていただきたく要望いたします。

<現在の県の配当基準>

児童生徒数	2,000人以下	1人
	2,001人以上	2人

<変更要望案> 全国学校栄養士協議会から文部科学大臣あて要望と同数

児童生徒数	1,000人以下	1人
	1,001人～3,000人	2人
	3,001人～5,000人	3人
	5,001人以上	4人

特別支援教育を推進する専門性のある人材の配置について

ノーマライゼーションの進展により、従来、特別支援学校に就学してきた児童生徒が市町村立の小中学校に就学したり、特別支援学級に入級してきた児童生徒が通常学級に在籍したりするなど学びの場が多様化してきています。昨年9月には学校教育法施行令が一部改正され、今後、このような傾向に拍車がかかることが予想されます。

また、従来から通常学級に在籍している知的な遅れを伴わないLD、ADHD等の発達障がい等のある児童生徒に対しては、社会的な自立に向けた自立活動の重要性が指摘され、指導の場として通級指導教室の役割が増しております。このような現状から、今まで以上に、特別支援教育を推進する専門性のある人材の増員も含めた効果的な配置が大切となっています。

つきましては、下記事項の実現について要望いたします。

記

- 1 特別支援教育の専任担当教諭の配置
 - ・通常の学級に在籍する児童生徒への支援を行うこと。
 - ・新設の特別支援学級担任をサポートすること。
- 2 非常勤講師の増員または、市町が採用している教育指導助手の人件費の支援
 - ・市町村立の小中学校への就学を希望する障がいを持った児童生徒の増加が予想されることから、障がいの重い児童に対するより多くの個別指導の機会を設けること。
 - ・本人及び周囲の安全確保のための指導者の配置を行うこと。
- 3 通級指導教室対応加配教員の増員
 - ・通級指導教室において、指導経験が豊富であり責任ある立場での指導が可能な教職員の確保を行うこと。

平成34年第77回国民体育大会について

平成25年7月に開催された（公財）日本体育協会理事会において、平成34年国民体育大会の栃木県における開催が了承（内々定）となりました。国体の本県開催は、身近にトップレベルの選手が集い質の高いスポーツ競技に触れる良い機会であり、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、競技人口の拡大や競技レベルの向上に繋がる重要な役割を果たすと考えられます。

各市町及び各競技団体に対する開催意向調査、並びに施設の整備状況・地域の宿泊能力・交通アクセス等を総合的に考慮した審査を踏まえ、平成27年度には種目別会場地が決定することとされています。そこで、県内各市町が広く競技開催会場に選定されることにより、各市町の観光振興や地域経済の活性化に大きく貢献することが考えられますことから、種目別会場を希望する市町の意向を最大限尊重した会場地選定にご配慮くださいますようお願いいたします。

また、本県主催の国体に多くの優秀な選手が出場できますよう、ジュニア層育成強化施策の拡充や社会人選手に対する企業側の協力支援体制づくり、質の高い指導者養成のための資質向上研修会及び交流会の実施、スポーツ推進委員の活動の充実等、各市町と連携したオール栃木による支援体制の確立を要望いたします。

信号機の設置に対する予算枠の拡大について

栃木県における道路交通事故件数は減少傾向にありますが、平成25年における人口10万人当たりの死者数は5.07人と全国平均3.43人を上回る数字であり、ワースト15位という憂慮すべき状況となっております。

また、交通事故死者の年齢層別では、高齢者が54人（構成率53.5%）となっており、歩行中に20人、自転車乗車中に15人の方が亡くなっています。

各市町においては、毎年それぞれの関係警察署に信号機の設置要望をしておりますが、信号機（音声付加装置付信号機等を含む。）の設置については、県内全体の新規設置枠の数も限られているため、信号機の設置要望をしてもなかなか設置されないのが現状です。また、設置までかなりの年月を要しており、設置要望と、実際の設置数には大きな隔たりがあります。

つきましては、県下住民の人命にかかわる緊急な課題である交通安全の確保のため、地域の要請を十分考慮いただき、信号機の設置枠の拡大と、それに対する予算枠を拡大確保されますよう要望いたします。